資料３－２

自由民主党愛知県支部連合会会長　様

自由民主党愛知県連所属国会議員　様

令和７年度

国の予算編成に関する提案

令和６年１１月２３日

愛　知　県　市　長　会

目　次

第１　地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について　1

第２　地震・津波等災害防災対策の充実強化について　5

第３　福祉・保健・医療施策の充実強化について　7

第４　都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について　14

第５　教育・文化施策の充実強化について　22

第１　地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

（人事院、内閣府、デジタル庁、総務省、法務省、財務省、経済産業省、国土交通省）

１　国と都市自治体との協議及び地方制度改革の推進について

⑴ 地方行財政をはじめ地方自治に影響を及ぼす政策の企画・立案及び実施に当たっては、国と地方の協議の場の適切な運営のもとに、十分な協議を経て、合意形成のうえ行うこと。

また、国が新たな政策により全国的に事業を展開するに当たっては、国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、これに伴い地方で必要となる費用については、国が責任を持って国費による財源を確保すること。

⑵ 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。

また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

２　地方主要財源の不安定化、事務負担の増大を伴う支援制度の転換について

経済対策等の政策的な特例措置を都市自治体の制度を通して実施することは、自治体運営における主要財源の不安定化や事務負担の増大を伴うため、国による直接的な支援制度への転換を図ること。

３　国の緊急的な施策に係る市町村事務の取扱について

国の緊急的な施策について市町村に事務を委任する場合にあっては、事前に地方の意見を聴き、十分な議論を経て合意形成した取扱とするとともに、詳細なマニュアルの提示と明確な指示により、正確かつ容易に執行できるようにすること。

また、執行に要する費用については、国においてその全額を措置すること。

４　地方財政の充実強化について

⑴ 少子高齢化等の影響により税収減が見込まれるため、疲弊した地域経済の復興や、行政デジタル化等の国の戦略に基づく施策に対する財政支援を継続・拡充すること。

⑵ 国が行う制度改正等に基づく事業に対する地方の財政負担分については、地方交付税措置ではなく、地方負担が発生しない国庫補助金等の財源補填の仕組みを構築すること。

⑶ 税制改正等において、経済対策等の政策的な減税措置を講じる場合は、実施時期や方法等について地方の意見を十分反映すること。また、地方財政に影響を及ぼすことがないよう、減税措置に伴う減収に対しては、全額国費で補填すること。

⑷ ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付さ

れており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(5) 固定資産税（償却資産）還付加算金は、納税者の申告誤りに起因する場合であっても支払わなければならず、正しく申告した納税者との間に不公平が生じ、また都市自治体に過剰な財政負担となっているため、現行制度の課題等を整理し、申告誤りによる場合は還付加算金を付けないなど、早期に制度を見直すこと。

(6) 地方法人税については、地方交付税の財源とされているが、法人住民税法人税割の税率引下げにより、都市自治体が取り組む企業誘致の推進等による地方税収入の確保への効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃又は税率を引き下げたうえで法人住民税法人税割の税率引上げを図るなど、都市自治体の努力が報われる仕組みを構築すること。

５　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の財源確保について

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業を実施しているが、物価や人件費高騰等の影響により国から交付される事務費では不足するなど、都市自治体の負担が大きくなっていることから、国の責任において給付費だけでなく事務費についても全額負担すること。

６　地方創生移住支援事業の促進について

東京圏から地方への移動を促進する地方創生移住支援事業について、地方需要に応えられるよう、制度の見直しに加え、十分な財政措置を講じること。

７　地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の継続について

令和６年度までとされている地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、都市自治体の重要な財源であり、企業においても地方創生への貴重な参画機会であることに加えて、国は令和４年１２月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定したことから、新たな戦略の期間に合わせ地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期間を延長すること。

８　都市自治体のデジタル化の推進について

(1) 標準化システム移行に係る経費について、標準化・共通化対応に必要な経費と国補助金上限額に大きな乖離があるため、標準仕様を早期に確定し、地方に過大な負担が生じないよう、全体コストを整理したうえで、移行経費を含む必要な経費の全額を措置するとともに、物価高騰など実態に即した補助制度への見直しを行うこと。また、運用経費の削減効果が発揮されるまで経常経費と附属する事業のシステム標準化に要する費用に対する支援制度を創設す

ること。

(2) 令和７年度末とされている移行完了時期については、都市自治体の推進体制や進捗状況及びベンダーの対応状況等を踏まえ、それぞれの都市自治体に応じ、補助制度の期間を延長するなど柔軟に対応すること。また、ベンダーに対し、ＳＥ不足に関する支援を行うとともに、適切な経費見積りを行うよう指導すること。

(3) 税制改正や子育て関連の法改正等が重なることによって、既存のシステムの改修への対応によるリソース不足などが懸念されるため、円滑な移行に向けて関係省庁間の調整を行うこと。

(4) ガバメントクラウドの利用料等の運用経費については、国が経費削減に向けた実効性のある手法を示し、地方自治体の実態を把握したうえで負担を検討するとともに、利用料も含め、システムに係るランニングコストが現行の運用コストよりも負担が増大することがないよう、国が財政措置を講じること。

(5) 地域デジタル社会推進費について、令和７年度まで延長するなど支援内容の充実を図っているが、地域住民や企業に対し更なるデジタル化支援を行っていくため、デジタル田園都市国家構想基本方針を踏まえ、令和９年度まで延長すること。

(6) 既存のマイナポータルでは、個人番号利用事務に限った通知機能など、一部の機能にとどまっているため、国主導による処分通知等のデジタル化に資する自治体共通のシステムを構築すること。

９　公金収納事務のｅＬＴＡＸ活用の早期実施と、個人県民税に係る徴収取扱費関係法令等の見直しについて

国は、遅くとも令和８年９月にはｅＬＴＡＸを活用した公金収納を開始する方針としているが、可能な限り早期に活用できるよう取組を進めること。

また、徴収取扱費は個人の道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に要する経費の実情を踏まえて定めるものであるため、関係法令等を早期に見直すこと。

１０　国庫補助負担金の交付時期の明確化について

国庫補助負担金の交付決定時期の変更や情報不足等により、補正予算措置した予算の年度間での組替えを余儀なくされる事態が生じているため、制度に関する情報を迅速に提供するとともに、交付決定時期や対応の変更については、特段の配慮の下、慎重に対応すること。

１１　会計年度任用職員を対象とした「年収の壁」を意識せずに働くことができる制度の創設及び社会保障制度の抜本的な見直しについて

(1) 地方自治体が任用する会計年度任用職員に対して、「社会保険適用促進手当」に相当する手

当を創設するとともに、地方自治体が当該手当の支給を円滑に行えるよう十分な財源措置を講じること。なお、制度設計に当たっては、会計年度任用職員は民間企業と異なり給与の遡及改定の対象となることを踏まえ、給与の遡及改定により「年収の壁」を超えることとなった職員についても、制度の対象とすること。

(2) 会計年度任用職員を含めた非正規労働者が、柔軟な働き方ができるよう、扶養制度を始めとする社会保障制度の在り方について、抜本的な見直しを早期に行うこと。

１２　統計調査に係る調査方法の検討及び調査員の確保について

各種統計調査の実施に当たり、調査環境の変化に伴う調査員調査の困難性の拡大、調査員の高齢化、確保難等を踏まえ、郵送による調査の実施や民間事業者業務委託による調査又は調査員報酬費の引上げを行うなど、調査方法の見直しや調査員確保対策の充実を図ること。

１３　多文化共生施策の推進について

外国人材が地域社会の構成員として公正に社会参画できるよう社会統合政策の推進に必要な法整備を行い、都市自治体が実施する施策に対して柔軟性の高い継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

１４　犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財政支援措置並びに関係機関との情報共有制度の創設について

(1) 地方公共団体による見舞金制度等のガイドラインを策定するとともに、地方公共団体が行う犯罪被害者等支援に係る十分な財政支援措置を講じること。

(2) 円滑な犯罪被害者等支援を行うため、支援を行う地方公共団体が関係機関と犯罪被害者等の情報を共有し、適切な犯罪被害者等支援が行える制度を創設すること。

１５　地方版図柄入りナンバープレートの地域名表示要件の緩和について

地域名表示の追加・変更を行う場合の台数要件に係る地域の基準について、「単独市町村の場合」の登録車の台数要件を「複数市町村の場合」の台数要件と同じとする、若しくは複数の市町村を含む地域を対象とする場合の「複数の市町村」に「市町村合併により誕生した市町村」を含めることとし、対象が拡大するよう緩和すること。

１６　脱炭素化推進事業債の事業期間の延長等について

脱炭素化推進事業債の事業期間は令和７年度までとされているが、都市自治体が無理のない計画で事業を実施するためには相応の期間が必要であることから、事業期間を延長すること。また、対象事業が地方単独事業とされているため、国庫補助事業も対象とすること。

第２　地震・津波等災害防災対策の充実強化について

（内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省）

１　防災・減災、国土強靱化対策の持続・更なる強化について

(1) 防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策の最終年度となる令和７年度においては、賃金水準などの上昇も加味した上で、例年以上の規模で必要な予算及び財源を確保すること。

(2) 令和８年度以降については、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、中長期的かつ明確な見通しのもと対象事業の拡大や十分な予算配分など、国土強靱化の取組を着実に推進するために必要な事業規模を確保した国土強靱化実施中期計画を令和６年度内に策定するとともに、都市自治体が策定する国土強靱化地域計画と併せて、継続的かつ安定的に取組を進めるため、必要な予算及び財源を通常予算とは別枠で安定的に確保すること。また、特に浸水対策等の河川改修事業の推進を強力に図ること。

(3) 消防車両の購入は、緊急消防援助隊設備整備費補助金により緊急消防援助隊登録車両については財政支援がされているが、登録車両以外についても財政支援制度を創設すること。

２　地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

(1) 国土強靱化に向けた防災・減災対策等を更に推進すること。特に土砂洪水氾濫による災害への予防的対策として、砂防堰堤・遊砂地等の整備を重点的に進めること。

(2) 南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤などの防護施設を早期に整備すること。また、防潮堤・海岸防災林の盛土整備については、治山事業（海岸防災林造成事業）の更なる予算の確保及び財政措置の拡充を講じるとともに、整備効果を反映した減災効果の検証を早期に行うこと。

３　広域避難に係る協力体制の構築について

大規模災害発生時における住民の安心・安全のため、被災した地域の避難者を、被災を免れた地域の自治体が受け入れる、市域、県域を越えた広域避難について、自治体間における協力体制の構築を働きかけること。

４　河川改修事業等の推進について

(1) 事前防災・減災対策を強力に推進するために、治水事業に必要な予算を継続的に安定して確保すること。

(2) 流域治水への取組として、小河川等の改修や内水ポンプ施設整備、各戸貯留等の流域貯留

浸透事業を実施できるよう、社会資本整備総合交付金事業などの採択要件を緩和するとともに、継続的かつ安定的な河川維持管理事業を推進すること。

(3) 豪雨災害等浸水被害の防止のため、堤防整備など河川改修を重点的に推進するとともに、準用河川改修事業の予算確保と補助対象要件を緩和すること。また、準用河川では、水位計の設置が進んでおらず洪水時の状況把握や避難の状況判断が困難であることから、危機管理型の水位計の設置に必要な施設整備に対する支援を行うこと。

５　緊急防災・減災事業債制度等の恒久化について

都市自治体が厳しい財政状況の下で、防災・減災対策を長期にわたり着実に推進できるよう、令和６年度までとされている緊急浚渫推進事業債、令和７年度までとされている防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を恒久化すること。また、対象事業の拡充とともに地方債資金を確保し、財政措置の一層の充実・強化を図ること。

６　住宅の耐震補強事業について

(1) 高齢者世帯等の木造住宅耐震化を促進するため、満たすべき耐震基準の数値のみにとらわれず、地域の実情に応じた費用対効果の高い改修を支援できる新たな制度を創設すること。

(2) 住宅の耐震化の促進や上昇する工事費の負担軽減のため、民間木造住宅における耐震改修補助金の上限額及び除却補助率を引き上げること。

(3) 住宅の耐震補強事業の普及・促進を図るため、耐震補強工事に係る現行の補助制度について、補助限度額及び補助率を引き上げるとともに、無防備な睡眠中の地震に対応でき、住宅所有者の経済的負担軽減となる寝室等個室を部分的に補強する耐震改修や耐震シェルター、防災ベッドに対する財政支援制度を創設すること。また、ほぼ全ての旧耐震基準木造住宅においては倒壊する可能性が高いとの診断結果となることに鑑み、耐震診断を省略し、耐震補強工事の迅速化を図ること。

第３　福祉・保健・医療施策の充実強化について

（内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省）

１　国民健康保険制度について

(1) 安定的で持続可能な医療保険制度の実現のため、国の責任において、他制度との公平性を図ったうえで、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、制度の一本化が実現するまでの間は、更なる国費の投入など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講じること。

(2) 都道府県単位化による国民健康保険制度の持続可能性確保のため、都道府県が中心的な役割を果たす制度運用とすること。また、子どもを産み育てやすい環境づくりとして、国保制度全般の見直しを行うこと。

(3) 地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。

(4) 国民健康保険事業について、市町村に課される国民健康保険事業費納付金の負担を軽減するため、都道府県への国庫負担金や補助金を拡充すること。特に、急激な負担増が生じた場合に、それを緩和するような新たな補助制度を創設すること。

(5) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。

(6) 子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度の施行に当たっては、子育て世帯の負担軽減を図るため、対象年齢を１８歳未満までの子どもとし、軽減措置を１０割にするなど、制度を拡充するとともに、その財源について全額国庫負担金で対応すること。

２　少子化社会対策について

(1) 地域少子化対策重点推進交付金における結婚新生活支援事業は、少子化社会対策であることから、対象者が都市自治体の財政状況によることなく、等しく支援を受けることができるよう、事業を抜本的に見直すとともに、国が主体的に行う事業として位置付けること。

(2) 子が２歳に達するまでは希望に応じて育児休業の取得と育児休業給付の受給を可能にするとともに、それにより民間事業者の負担が増えることが想定されることから、民間事業者への財政支援を講じること。

３　保育士・幼稚園教諭等の確保について

(1) 保育士等の保育人材の確保に向けて、保育士の更なる処遇改善を図り、賃金引上げに向けた公定価格における基本分単価の底上げを図ること。

(2) 幼稚園における幼稚園教諭の負担を軽減し、安全・安心な保育の提供体制を整えるため、保育所等における「保育補助者雇上強化事業」と同様に、幼稚園事業者が保育補助員を雇上

するために必要な費用を支援する事業を創設すること。

(3) 年度途中に増加する入所児童に対応する保育士等を、年度当初から配置する経費を支援する制度を創設すること。

(4) 外国籍児童、障害のある児童や医療的ケア児など特別な配慮を要する子どもの受入れや適切な支援に必要な人材確保について、十分な財政措置を講じること。

４　こども誰でも通園制度の本格実施に向けた支援について

令和８年度に本格実施を予定しているこども誰でも通園制度について、必要定員総数や量の見込みを定めるための基本となる実施要領を早急に整備すること。

また、事業実施に伴い懸念される保育士不足を解消するため、公定価格の見直しによる処遇改善等の財政支援や広域での就職セミナー開催等に対する支援を講じること。

５　幼児教育・保育の無償化について

(1) 幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園の預かり保育の需要の増加に対し、１号認定及び２号認定の公平性を確保するため、幼稚園の預かり保育に対する支給限度額の上限を引き上げること。

(2) 幼児教育・保育の無償化について、自治体間の格差が生じることなく、誰もが安心して子どもを産み育てる環境づくりの実現に向け、全年齢に対し完全無償化を実施すること。また、必要な財源については、国の責任において全国一律の措置を講じること。

(3) 幼児教育・保育の無償化において、３歳以上の子どもの無償化開始期間が利用施設によって異なるため、無償化開始の年齢を統一すること。

(4) 多子世帯の保育料について、世帯の所得や兄弟年齢に関係なく、第２子以降の保育料を無料とするよう制度を改正すること。

６　教育・保育の公定価格の見直しについて

特定教育・保育等の施設が効率的に運営できるよう、各種補助金を施設型給付費へ統合し、支給を一本化することや、加算項目を基本分単価へ集約するなど、事務処理の効率化・簡略化を図ること。

７　放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金における交付基準について

放課後児童健全育成事業に係る交付金は毎年度増額されているが、基本額の児童数における区分は、年間開所日数２００～２４９日のクラブにおける１～１９人と２０人以上の区分しかなく、児童数が多いクラブでは十分な支援が得られず運営の負担が大きいことから、基本額に

おける児童数の区分を増やし規模の大きいクラブに対する支援の充実を図ること。

８　就学前教育・保育施設整備交付金等の予算確保について

就学前教育・保育施設及び児童養護施設の整備を着実に進め、子育て支援施策に係る都市自治体の整備計画に支障が生じないよう、就学前教育・保育施設整備交付金及び次世代育成支援対策施設整備交付金について、令和６年度を含めて交付金申請に対する追加協議に対応するとともに、予算を拡充して確保すること。

９　公立保育所等への支援について

地域の子育て支援の中核的機能を担う公立保育所等の重要性を鑑み、一定程度民営化が進捗した都市自治体に対し、公立施設の機能を維持するための財政支援を行うこと。

１０　地域医療体制及び医師等確保対策の充実について

(1) 地域医療体制を確保するため、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成について、必要な対策を講じること。また、地方公立病院が地域の基幹病院としての機能を確保するため、必要な診療科の設置と人口に応じた医師の適正配置を制度化すること。

(2) 安心できる地域医療体制が存続できるよう、医師不足や地域間・診療科間の偏在の解消、医学部偏在の解消と定員の増、新規診療所開設への助成など、地域の医療格差縮小に向け、積極的に取り組むこと。

(3) 団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年に向けて地域医療介護総合確保基金を活用した地域医療構想の推進を図る中、新型コロナウイルス感染症対応による地域医療構想の進捗への影響や、構想区域によって医療需要のピークが異なることに配慮し、構想区域における医療需要のピークまで財政支援制度を延長すること。

(4) 新専門医制度において、地域枠によるへき地医療機関への派遣などにより、専門医の更新が困難な場合は、各領域学会への申請により更新延長が可能である点について、専門医に情報が十分に届くよう、周知を図ること。

(5) 医師の働き方改革において、医師確保が困難な病院への実効性ある支援策を早期に提示するとともに、診療報酬において、医師の就業時間制限による減収を補い、病院運営に必要な診療収入が得られるよう、医師の時間外労働の上限規制の施行前に見合った診療報酬を設定するなど、地域医療の実情を踏まえながら、着実に進めること。

(6) 出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施に伴い、発達専門医師のニーズがますます高まる中、必要な療育・支援を早期に実施していくため、医師派遣や人材育成の体制整備を図ること。

１１　自治体病院の経営安定化のための支援について

(1) 地域住民の生命と健康を守る拠点である公立病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、診療報酬改定や不採算部門への交付金、医療提供体制の維持に必要な補助金など、十分な財政措置を講じること。

(2) 病院等における薬品等の材料費や医療機器等の購入に係る消費税負担は、社会保険診療報酬等に反映することとされているが、保険診療における費用負担は十分ではなく病院等の負担は増加しているため、医療に係る消費税制度の抜本的な見直しを図ること。

(3) 医療依存度が高くなる人生の終末期において、身寄りがない方・社会的孤立者・生活困窮者の医療費の自己負担額の滞納が増加し医療機関の財政を圧迫することが予測されるため、医療機関への支援等の滞納対策を講じること。

１２　予防接種事業について

(1) 定期予防接種に係る経費について、地方交付税措置ではなく国庫補助金等により、全額国庫負担で財政措置を講じること。

(2) 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業を継続する等財政的な支援を継続し、引き続き都市自治体及び被接種者に負担なく、重症化リスクの高いものを対象とする接種機会が安定的に提供できるよう、確実な財政措置を講じること。

(3) 風しん予防に向けた抗体検査から予防接種まで一貫した財政措置を講じること。特に、先天性風しん症候群（ＣＲＳ）対策である「妊娠を希望する女性及び妊婦の家族等」が実施する予防接種に対し、必要な財政支援を図ること。

(4) 帯状疱疹ワクチンの公衆衛生上の有効性を早期に検証し、予防接種法に基づく定期接種化と十分な財政措置を講じるとともに、開始初年度には接種者の平準化を図る経過措置を導入するなど、都市自治体の財政負担が極端に増加することがないよう留意し、また、ワクチンの供給不足が生じないよう万全の体制を整えること。

(5) 小児を対象とするおたふくかぜの予防接種について、早急に国の負担による定期接種に位置付けること。また、それまでの期間は、国において財政措置を講じること。

(6) 予防接種健康被害救済の請求にあたり揃える必要書類に係る費用について、助成制度の構築およびそのための財政措置を講じること。

１３　子ども医療費助成制度の創設について

全国の自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度について、人口減少社会への対策として本来国が全国一律に行うべきものであることを踏まえ、住む地域により受けられる医療サービスに格差が生じることがないよう、国の責任において全国統一基準による制度の創設と財政措置を講じること。

１４　不妊治療に係る患者負担への支援の充実について

不妊治療における医療保険適用後においても、利用者の自己負担額に対する助成を継続するとともに、先進医療の保険適用について制度を拡充すること。

１５　介護職員等の人材確保に向けた支援について

地域における在宅医療及び介護サービスの提供体制を持続可能なものとするため、都市自治体が取り組む人材確保策に、より積極的な財政支援を講じること。その一環として資格取得や更新に関する負担の軽減と処遇改善については、他業種と比べて遜色のない給与水準となるよう改善するとともに、改善に当たっては、事務負担軽減にも配慮すること。

１６　介護保険制度の充実と財政基盤の強化について

(1) 介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護支援専門員の確保や定着に向け、賃金等の処遇改善を行うとともに、財政措置等の支援策を講じること。

(2) 在宅介護者に対し、通院等乗降介助の介護サービスを安定して提供できるよう、事業所の指定基準の緩和に加え、介護報酬の改定を行うこと。

(3) 介護保険制度の改正に当たっては、軽度者（要介護１・２）の生活援助サービス等について、利用者や都市自治体の意向を尊重し、安易に総合事業へ移行しないこと。

(4) 介護報酬の地域区分の設定に関する意向確認について、地域手当の級地設定がある地方自治体に対しても行うこと。

(5) 中山間地域における介護保険サービスの提供において、送迎や訪問の際の移動距離が長いため効率が悪く採算が取れないため、移動距離に応じた送迎加算や訪問介護及び看護の中山間地域におけるサービス提供加算を拡充するなど、財政支援制度を創設すること。

１７　介護給付費財政調整交付金交付に係る介護保険システムの標準化について

介護給付費財政調整交付金の交付については、適正な算定及び保険者の事務負担の軽減を図るために、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえたうえで、介護保険システムの標準化を実施すること。

１８　広域型高齢者施設等の老朽化対策等施設整備に係る財源確保について

築年数を重ね老朽化が進む広域型高齢者施設等の老朽化対策等施設整備について、財政支援を講じること。

１９　障害者支援の充実について

(1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、都市自治体に超過負担が生じず安定的に運営し障害福祉サービスを提供できるよう、事業実績に見合う十分な財源を確保すること。

(2) 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の機能強化に向けた施設整備計画を着実に推進できるよう、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算額を確実に確保すること。

(3) 障害者雇用の推進と障害特性に応じた働き方に対応するため、障害者テレワークオフィスの開設及び運営に対する支援制度を創設すること。また、持続的運営に資する人材確保・育成の体制整備について、支援措置を講じること。

(4) 歯科治療が困難な障害者を受け入れている病院・歯科診療所の更なる充実を図るため、障害者加算の引上げ等、障害者に係る診療報酬の増額を図ること。

(5) 事業を安定的に運営し、質の高い計画相談支援並びに障害児相談支援を提供することができるよう、相談支援に係る報酬単価を充実すること。

２０　発達に課題を抱える子どもの育ちを支える地域支援体制の拡充について

児童発達支援センターの設置要件を満たさず、都市自治体独自の地域支援体制を構築している場合でも、その支援体制を維持・強化するために必要な事業全体を国庫補助の対象とするよう制度を拡充すること。

２１　軽度・中等度の加齢性難聴者への支援について

軽度・中等度の加齢性難聴者の日常生活の質の向上と社会参加への阻害要因の除去を図るため、加齢性難聴に関する実態調査を行うとともに、補聴器の購入経費について助成制度を創設すること。

２２　歯周病検診の対象者の拡大について

歯周病を予防するため、歯科検診の受診機会を増やすよう、健康増進法に基づく歯周病検診の対象年齢を５歳刻みとすること。

２３　認知症患者への損害賠償請求支援制度について

認知症患者が起こした事故に対する損害賠償請求に対し、国による統一した支援制度を創設すること。

２４　生活困窮者等に対する支援について

(1) 生活保護開始時等の時期の要件にかかわらず、現に冷房器具を必要とする事情が認められる場合には、冷房器具の購入費用及び冷房器具が故障した際などに必要な修繕費用を支給できるよう要件を緩和すること。

(2) 急速な物価高や光熱費の上昇に対応するため、生活扶助の基準改定を検討すること。

(3) 生計困難者が無料又は低額な料金で調剤を受けられるよう、院内処方だけでなく、院外処方の場合についても、第二種社会福祉事業（無料低額診療事業）の対象となるよう、法整備を行うこと。

２５　身元不明等の死亡者の取扱い手順について

身元不明等の死亡者の取扱いについて、遺骨の取扱い手順や手続等の統一した詳細マニュアルを整備すること。

２６　ひきこもりや障害の疑いがある人への就労支援の強化について

生きづらさや働きづらさを抱えたひきこもり状態にある人や障害の疑いがある人など、働きづらさを抱えた人が親亡き後も安心して生活できるよう就労支援等について、社会福祉法による重層的支援体制整備事業や孤独・孤立対策推進法を根拠とした財政支援制度を創設すること。

２７　アスベストによる健康被害対策について

アスベスト健康被害について、中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある者に対する健診の実施など、国の責任において恒久的な健康管理システムの創設又は、健康管理制度を確立すること。

第４　都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について

（総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

１　社会基盤整備への支援について

(1) 大規模自然災害に対する事前防災・減災対策、公共施設の老朽化対策など、都市自治体が抱える課題への対応とともに、市民が安全・安心に暮らすことができる快適な生活環境整備と活発な社会経済活動を支える都市基盤整備が計画的に進捗するよう、社会資本整備総合交付金等の必要な予算について、社会経済状況や地域の実情に即した適切な財政措置を継続すること。また、都市自治体にとってさらに活用しやすい制度となるよう拡充を図ること。

(2) 社会資本整備総合交付金の重点配分方針に規定される都市防災総合推進事業の市街地整備事業における立地適正化計画の作成等の条件を緩和すること。

(3) 土地の取得に必要な不動産鑑定評価及び分筆登記に係る経費について、社会資本整備総合交付金の補助対象とすること。

２　道路橋梁事業の促進について

(1) 橋梁、トンネル、道路付属物等の道路メンテナンス事業について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

(2) 生活に密着した道路等の整備に安定的かつ十分な財源確保を図ること。

(3) 道路橋梁整備の事業促進を図るため、国の防災・減災、国土強靱化加速化対策次期計画についても必要な予算措置を講じ、十分活用できるよう通常予算とは別枠で確保すること。

(4) 名豊道路は、完成自動車の国際ハブ港である三河港と輸送機械等の生産拠点を結ぶ重要な東西軸であるため、全線４車線化に向けて整備を加速すること。

(5) 西知多道路は、国際拠点空港である中部国際空港と高速自動車国道とを直結し、リニア中央新幹線の名古屋駅とも繋がる重要な道路であることから、２０２７年度までに整備するため、国の権限代行区間の整備の推進や調査中区間の事業化を図るとともに、県施行区間の整備加速に必要となる予算を確保すること。

(6) 名岐道路は、名古屋と岐阜との交流・連携強化に資する重要な道路であるため、来年度の事業化を図ること。

(7) 三遠南信自動車道は、県境を越えた広域連携の軸となって広域道路ネットワークを形成することから、県内区間の２０２５年度全線開通に向けて整備を推進するとともに、県外区間についても早期整備を図ること。

(8) 浜松湖西豊橋道路は、新東名・東名高速道路などと広域道路ネットワークを形成し、三河港から高速道路へのアクセスを飛躍的に高める重要な道路であることから、早期実現に向け

て、直轄調査を推進すること。

(9) 一宮西港道路と名古屋三河道路は、高速道路ネットワークの機能向上に資する重要な道路であるため、早期実現に向けて、概略ルート・構造の検討に続き、都市計画・環境アセスメントの手続きが進められるよう調査・支援に取り組むこと。

(10) 国道３０２号など、名古屋都市圏における広域道路ネットワークの早期整備を図ること。

３　港湾整備事業について

三河港の物流機能を強化するため、三河港周辺道路（臨港道路東三河臨海線並びに名豊道路の全線開通及び４車線化など）や「第６次三河港港湾計画」に基づく公共岸壁等の港湾施設を早期に整備すること。

４　水道事業への支援等について

(1) 国土強靭化を一層推進させるため、緊急時給水拠点確保等事業など水道施設の耐震化等事業に係る社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）について、十分な予算の確保、交付対象の拡大、採択基準の緩和及び交付率の引上げを行うこと。

(2) 予防保全対策を図るための水管橋の点検に対する財政支援制度を新設すること。

５　下水道事業への支援について

(1) 住民の安全・安心な暮らしを持続するため、下水道事業における浸水・地震・老朽化対策など国土強靭化に係る経費について、継続的に必要な財源確保を図ること。

(2) 社会の基幹的インフラである下水道施設の長寿命化、耐震化や更新などを計画的かつ持続的に遂行していくため、国庫補助制度を今後も堅持するとともに、十分な予算を確保し適切に配分すること。

(3) 公共下水道事業に対する国庫補助率及び補助要件を、流域下水道事業と同様とすること。

(4) 下水道未普及解消のため、社会資本整備総合交付金における主要管渠の補助対象範囲に係る弾力条項要件を緩和するとともに、効果促進事業における末端管渠整備を再度制度化すること。また、工事費等が高騰していることに伴い事業の遅滞が発生している状況に鑑み、交付期間を延長するなど、柔軟に対応すること。

(5) 下水道事業における雨水対策として、雨水排水路、調整池、ポンプ場等の整備を推進するため、社会資本整備総合交付金事業の予算を十分に確保すること。

(6) 下水汚泥の再生利用を継続的に実施していくためには、再生利用の運営に係る収支を改善し、下水道事業全般の安定的経営の確保が必要であるため、下水汚泥再生利用の運営に係る収支改善に資する支援を講じること。

６　地方都市における市街地再開発事業等への支援について

(1) 都市自治体が市街地再開発事業等を円滑に進められるよう、防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金を継続し拡充を図ること。

(2) 民間主体の市街地再開発事業を促進するため、補助率等の更なる拡充、補助制度の適用期間延長や新設など、地域の実情に即した財政支援措置を講じること。

７　国土交通省所管国庫補助事業に係る所要予算額の確保について

(1) 道路整備・無電柱化・市街地再開発等における国庫補助事業（個別補助・交付金）について、国土強靭化のみならず、地域活性化の観点も踏まえて財源を確保すること。

(2) 社会インフラの維持修繕及び改築等に係る予算について、所要額を確保すること。

８　公共施設等適正管理推進事業債について

(1) 令和８年度まで起債が認められている公共施設等適正管理推進事業債について、　公共用施設だけでなく、庁舎などの公用施設も長寿命化事業等の対象とし、令和９年度以降も継続すること。

(2) 災害対応拠点としての庁舎の重要性が増す中、建替えには住民の合意形成に相当期間を要するため、市町村役場機能緊急保全事業を対象事業に復活するとともに、耐震化未実施等の対象要件を緩和すること。

９　景観及び歴史まちづくり事業に係る支援の拡充について

景観及び歴史まちづくり事業に関して、歴史的風致維持向上計画の認定により利用できる支援制度に加え、地域の個性をより生かせるよう、地域の実情に即した柔軟性のある財政支援を行うこと。

１０　危険木伐採等に係る支援制度の創設について

住居や道路等に隣接する森林に存在する危険木から人命及び財産を守るとともに、適正な里山環境を維持するための支援制度を創設すること。

１１　改良住宅の譲渡に伴う財政支援制度の創設について

入居者の自立支援推進を図るため、改良住宅の譲渡に伴う耐震診断、測量登記費用及び土地・建物不動産鑑定評価費用等に対する財政支援制度を創設すること。

１２　消防署用地の買収に係る譲渡所得の特別控除について

租税特別措置法施行規則に定める収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例に、

「地方公共団体が設置する消防署若しくは消防団に係る施設」を加えること。

１３　住宅市街地総合整備事業制度について

(1) 住宅市街地総合整備事業制度要綱における空き家対策総合支援事業に対する補助を除却のみ実施する場合でも対象とすること。また、活用を条件とする場合でも、その期間を１０年から５年に短縮すること。

(2) 空き家対策総合支援事業について、空き家対策を円滑に進めるため令和８年度以降も継続すること。

１４　リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線早期開業について

リニア中央新幹線の東京・名古屋間の１日も早い開業を実現するため、様々な支援を継続して実施すること。また、２０３７年の全線開業に向けた円滑な事業推進と早期の駅位置決定・公表に向けて働きかけること。

１５　地域公共交通に対する支援について

公共交通機関の確保・維持のため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の財源を確保するとともに、補助要件の緩和や交付上限額の引上げなど弾力的な対応とすること。また、市単独補助となっている同一市内を運行する路線について、新たな補助制度を創設すること。

１６　高速道路料金に関する割引制度の充実について

地域経済への波及効果が大きい観光産業の活性化を図るとともに、広域的な交流や都市間連携を促進するため、高速道路料金の割引制度を充実すること。

１７　新規就農者の支援について

新規就農者の定着を図るため、経営開始資金及び経営発展支援事業の安定的な財源確保に努めること。

１８　農林業の振興施策の充実強化について

(1) 農業者の事務負担ができる限り発生しない農業用資材価格の高騰に対する新たな支援制度を創設すること。

(2) 肥料・飼料の価格高騰が続く中、畜産酪農は生産調整や生乳価格等への価格転嫁が困難な業態であるため、安全安心な農畜産物の生産及び安定した供給が行われるよう、価格高騰対策の継続に加え、肥料・飼料に対する支援制度を創設するとともに価格安定策を講じること。

(3) 農業生産条件が不利な中山間地域において、担い手の農地集積に支障をきたしていること

から、円滑な集積を後押しする施策を講じること。

１９　農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外に係る要件の緩和について

農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域からの除外の規制に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう法律を改正すること。

２０　全国農業委員会サポートシステムの機能の拡充について

全国農業委員会サポートシステムについて、効率的かつ正確な業務が行えるように、農地以外の土地情報も出力可能とする等、機能の拡充を図ること。

２１　排水機場廃止（撤去）に係る支援について

(1) 農地の湛水防除を目的に整備された排水機場について、農地の減少や河川の改修、都市型ポンプ場の整備等により廃止（撤去）する場合、多額の費用を要し、都市自治体の大きな財政負担となることから、排水機場廃止（撤去）に係る財政支援措置を講じること。

(2) 湛水防除を目的に整備された農業用排水機場や農業用調整池の再編及び多目的利用等に関する支援措置を講じること。

２２　水産業振興施策の充実強化について

全国的に広がりをみせている藻場喪失をくい止めるための藻場造成工事等の直接的な施策とともに、水産多面的機能発揮対策事業を含むソフト対策の拡充と継続的な支援を行うこと。

２３　産業用地整備に係る支援の拡充等について

都市自治体が総合経済対策により実施する産業用地整備に係る社会資本整備総合交付金の交付率を拡充すること。

また、許可権者が地域の実情に応じて規制緩和を行うよう、助言を行うこと。

２４　未利用材の搬出補助制度の創設について

地域住民が一体となって林地残材を搬出する取り組みにおいて（例：木の駅）、搬出された未利用材の搬出補助制度を創設すること。

２５　中小企業等への支援について

(1) 基礎自治体が地域産業支援機関及び地域金融機関等と連携し、中小企業等の経営課題を解決し、地域経済の活性化に繋げるために実施する相談支援業務に対し、適切な補助制度を創

設すること。

(2) エネルギー価格等の高騰の長期化により多大な影響を受けている中小企業等の実情を踏まえ、負担軽減に直接寄与する的確な支援策を継続して講じること。

２６　商店街共同施設（アーケード等）の整備等に対する支援について

アーケードや街路灯等の商店街共同施設の改修や補修、撤去等に対する支援制度を創設すること。

２７　観光関連事業者の人材不足解消について

(1) 観光関連事業の生産性向上に寄与するため、従業員宿舎の整備について支援制度を創設すること。

(2) 外国語・文化芸術等の教育を充実することにより、即戦力となり、かつ高い収入を得られる人材を育成するため、サービス業に対応した高等専門学校等の教育機関を設置すること。

(3) 積極的に外国人材を誘致すること。

２８　亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

(1) 民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の位置・範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を早期に創設すること。

(2) ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、技術的知見から積極的に参画すること。

２９　太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等について

(1) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、発電事業者への事業計画作成時の地域住民に対する説明の義務付けや防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等の整備を行うこと。

また、林地開発許可を含む各許認可について、太陽光発電設備等の強度に関し、豪雨等の自然災害に耐え得るものとなるよう基準を示すこと。

(2) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるよう、適正処理に関する制度、発電事業の終了時に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実施すること。また、事故等が発生した場合の責任の所在が明確となるよう、過度な転売を抑制するなど、法整備を行うこと。

(3) 農地転用に係る一般基準には、周辺農地の営農への支障について規定があるものの、周辺

住環境に対する明確な規定はないことから、周辺住環境、自然環境への影響に配慮した太陽光発電設備の設置に伴う農地転用許可に関するガイドラインを制定すること。

３０　不法投棄防止対策について

違法な建設発生土の大量搬入や盛土造成と称した不法投棄の防止対策として、「廃棄物混じりの土砂」と「建設発生土」の処分方法について取扱基準を明確化すること。

３１　汚水処理施設等に係る支援制度について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、汚水処理施設（浄化槽）の改修に関し、施設の設置主体や規模に関わらず管渠も補助対象とするとともに、災害復旧に限定することなく、既存施設における浸水や停電等の災害対策事業、老朽化による更新についても対象とすること。

(2) 浄化槽設置整備事業について、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置要件を緩和するとともに、団地の大型浄化槽利用区域に居住する者や、合併浄化槽の更新に対しても補助対象とするなど制度を拡充すること。

３２　環境配慮型トイレに対する支援について

山岳地域における自然環境保全のため、現行の環境配慮型トイレ整備に係る支援に加え、維持管理に係る支援制度を創設するとともに、環境配慮型トイレ設置・管理に係るコスト低減などの情報提供を行うこと。

３３　不良な生活環境（ごみ屋敷）対策について

住居及びその敷地において物が堆積又は放置されることで、悪臭が発生するなどの周辺の生活環境が損なわれる不良な生活環境（ごみ屋敷）の発生の防止及び解消のための法整備を行うこと。法令では、対策に当たって原因者への支援を基本原則とすることを明示したうえで、報告徴収、立入検査及び他機関への情報提供依頼並びに改善措置に関する指導、勧告及び命令を可能とする規定を設けること。

また、不良な生活環境を発生させた者が、経済的理由から堆積又は放置された物を片付けられない案件もあるため、これらの物を処理するための財政措置を講じること。

３４　特殊詐欺被害防止に係る固定電話対策について

固定電話を設置しているすべての個人宅において、「発信者の電話番号を表示する機能」や、「発信者が電話番号を非表示で掛けた場合、発信者に対して電話番号を表示して掛けなおすよう音声案内する機能」を無償で導入が図られるよう、電気通信事業者への支援制度を創設すること。

３５　火葬場整備事業に対する財政支援制度の創設について

高齢化に伴う火葬需要の増加に対応するため、都市自治体が行う火葬場の新設及び既存施設の拡充に対して国庫補助制度として火葬場整備事業費補助金制度を早期に創設すること。

第５　教育・文化施策の充実強化について

（内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省）

１　教職員等配置体制の整備及び財政支援について

教員の働き方改革を促進するため、基礎定数の更なる改善を図り、正規教職員を増員するとともに、都市自治体が行う人的措置に対し財政支援を講じること。

２　社会教育主事の必置条件の緩和について

地方自治体の実情を鑑み、教育委員会事務局への社会教育主事の必置条件を緩和すること。

３　公立義務教育諸学校における３５人以下学級編制の早期実現について

一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うために、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正による、公立義務教育諸学校の３５人以下学級編制を早期に実現すること。

４　安全・安心な教育環境の確保及び災害時における避難所としての機能強化について

災害時に避難所となる公立学校施設の防災機能強化対策として、屋内運動場への空調設備設置や建築非構造部材の耐震対策等を行う各種改善事業について、公立学校施設整備負担金及び学校施設環境改善交付金の補助対象事業費下限額の緩和等の補助要件の見直し、補助率の嵩上げ、補助メニューの拡張等、財政支援を拡充すること。

５　児童生徒への教育支援の充実について

(1) 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、１学級８人の学級編制標準を段階的に６人程度に引き下げること。併せて、学級数の増加に伴う必要な人的及び財政的支援を講じること。

(2) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加に対し、教員、学校看護師、支援員、介助員等が適切に指導及び支援が行えるよう、人的及び財政的支援の充実を図ること。

(3) 外国人児童生徒の増加傾向に鑑み、日本語指導等、特別な配慮を要する児童生徒に対応するための通訳や支援員の拡充を行うとともに、支援員等を雇用する際の財政支援を講じること。また、指導を必要とする外国人児童生徒が初期日本語指導教室等に通う権利を保障するための予算を確保すること。

(4) 小・中学校への就学・編入学のための外国人児童生徒や日本国籍の外国育ちの児童生徒を対象にした初期指導教室設置運営に対する補助を充実・継続すること。

６　小・中学校への学校栄養職員の配置基準の見直しについて

学校給食では、食育の推進やアレルギー疾患のある児童生徒に対する除去食の提供及び献立作成の助言等、専門知識に基づいた対応が不可欠であり、栄養教諭や学校栄養職員が担うべき職務は質・量ともに増大しているため、栄養教諭等の配置基準について、児童生徒数１，５００人以下の学校給食共同調理場においては２名とするなど、配置基準を見直すこと。

７　ＧＩＧＡスクール構想に関する支援について

⑴　１人１台端末の整備については、端末の追加や更新など、地方に負担のないよう、国の責任において必要な財政措置を講じるとともに、義務教育における学習環境に格差・不平等が生じないよう主導し、一括して整備を進めること。また、端末や周辺機器等の保守及び更新、学習系ネットワーク及び校務系ネットワークの通信費、各種維持管理費について、継続的な財政支援制度を創設すること。

⑵　ＧＩＧＡスクール構想を継続して推進していくため、１人１台端末の維持管理について、令和６年度までの予定となっているヘルプデスクやサポート対応等に係る財政支援の継続とともに、学習アプリケーション・デジタルドリル・フィルタリングソフト等の利用料、家庭学習のための通信費等の運用に係る経費について財政支援を拡充すること。また、普通交付税不交付団体であっても、児童生徒用端末周辺機器及び通信環境整備事業費補助金の交付対象とするよう財政支援制度を拡充すること。

⑶　学習者用デジタル教科書の無償給与及び指導者用デジタル教科書購入への財政支援を講じること。

⑷　教員等が使用する校務系端末の整備に係る経費について、児童生徒の「１人１台端末」と同様に新たな財政支援制度を創設すること。

⑸　ＬＴＥ通信に対応する学習者端末等を導入できるよう、ＬＴＥモデルタブレット端末の運用経費等への財政支援を講じるとともに、ＬＴＥ通信利用に係る月額通信料がランニングコストの大部分を占めるため、通信事業者に対し、端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を働きかけること。

８　学校施設等の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

⑴　義務教育諸学校の新増築や学校施設の長寿命化、耐震補強に係る整備や空調設備整備及びトイレ改修などの各種環境改善事業について、補助対象事業の拡大、補助期間の延長、補助要件の緩和や補助単価の引上げなど財政支援を拡充するとともに、当初予算での財源を確保すること。

⑵　学校施設環境改善交付金の配分基礎額は、実際の工事費と比較して低い額となることが常

態化しているため、算定基礎となる単価及び面積について、物価高騰や法改正への対応等、実態に合わせた見直しを行い、交付額を引き上げること。また、令和７年度までとなっている大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業については、国庫補助率の引き上げ期間を延長するとともに、十分な財源を確保すること。

(3) 学校給食に係る施設整備について、一部改修や機器等の老朽化に伴う大規模な更新についても補助対象とすること。

(4) 津波浸水想定区域外へ施設を移転する場合、用地取得費や土地造成費に係る補助制度の新設や学校施設建設費の補助率の引上げなど、更に有利な財政措置を行うこと。

９　幼稚園教諭宿舎借上げ支援について

幼稚園における教諭確保対策として、保育所等における「保育士宿舎借り上げ支援事業」と同様に、幼稚園事業者が幼稚園教諭用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する事業を創設すること。

１０　学校給食に係る支援について

(1) 学校給食の実施にあたっては、国において令和５年６月に策定した「こども未来戦略方針」に基づき、都市自治体間格差や子育て世帯の不公平感が生じることがないように、保護者の経済的負担を軽減することで子ども子育て環境の充実を図ること。また、学校給食の無償化に取り組む都市自治体が増えており、自治体間競争と格差が急速に進んでいることから、学校給食を食育基本法に定められた教育の重要な根幹ととらえ、法制面等における課題整理を行ったうえで、国の責務として学校給食の無償化制度を創設すること。

(2) 学校給食の円滑な実施のための「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減」に対し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等による支援を令和８年度以降も継続すること。

１１　スクールバスに係る支援について

学校再編により遠距離通学を余儀なくされる児童生徒の安全･安心な通学手段を確保するため、補助制度における遠距離通学の距離基準を緩和するとともに、スクールバスの購入経費や運行経費について恒久的な財政支援措置を講じること。

１２　いじめ防止対策について

(1) いじめの未然防止及び早期対応のためのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の確保、いじめ問題対策連絡協議会や再調査等に対応できる専門家(弁護士・医師・臨床心理士・社会福祉士等)の確保について、財政措置を講じること。

(2) ネットパトロール及び情報モラル講座等、ネットトラブルを未然に防止するための活動に

係る財政支援制度を創設すること。

１３　部活動の地域連携・地域移行に係る財政支援について

(1) 財政規模などによる自治体間の格差が生じないよう、地域クラブ活動への移行に向けた実証事業費や部活動指導員の配置支援費及び地域クラブの運営・整備などに係る費用について、都市自治体の実情を踏まえたうえで財政支援を拡充すること。また、部活動の地域移行を持続可能な活動とするため、生活困窮家庭の生徒への支援も含め、民間クラブに生徒が参加する場合の会費等に対する新たな財政支援制度を創設すること。

(2) 地域のスポーツ指導者の資格取得を促進するため、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、市町村競技団体に所属している指導者に対して地域スポーツ指導者資格取得促進に係る財政支援制度を創設すること。

１４　登録有形文化財（建造物）の維持管理等に係る財政支援制度の創設について

個人所有の登録有形文化財は、維持管理や修理に対する補助制度が無いため、日常の警備に係る維持管理費や修繕の資金が捻出できず、登録を解除せざるを得ない状況が発生していることから、登録有形文化財の散逸を防ぐ観点から、個人所有者に対する財政支援制度を創設すること。

１５　水泳授業の環境整備に係る施策の充実について

(1) 水泳授業の環境によって教育の機会に地域格差が生じないよう、民間施設の活用を水泳授業のあり方のひとつとして位置づけ、その活用を推進するとともに、活用に必要な費用について財源措置を講じること。

(2) 校外プールを利用して水泳授業を行う場合のバス移動等に対する財源措置を講じること。

(3) 屋内プール施設の広域的な利用を推進するなど、効率的な施設利用の優良事例の横展開を促進すること。

１６　補欠の教育長の任期について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条第１項但し書に定める補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定を削除すること。

１７　外国人材の受入れ拡大に向けた支援について

(1) 外国人材の就労・職場定着に対する責任を持った取組、事業者が実施する外国人材の採用・職場定着に向けた取組への支援強化及び地方自治体が実施する取組への財政措置を講じるこ

と。

(2) 外国人材の家族を含めた在留外国人への日本語教育や、安心して働き、暮らしていくための様々な支援など、多文化共生社会の実現に向け、責任を持って取り組むこと。

参考資料（令和７年度国の施策・取組に対する愛知県からの要請（2024年11月）抜粋）

（　参　考　）

◇愛知県広域道路ネットワーク計画図

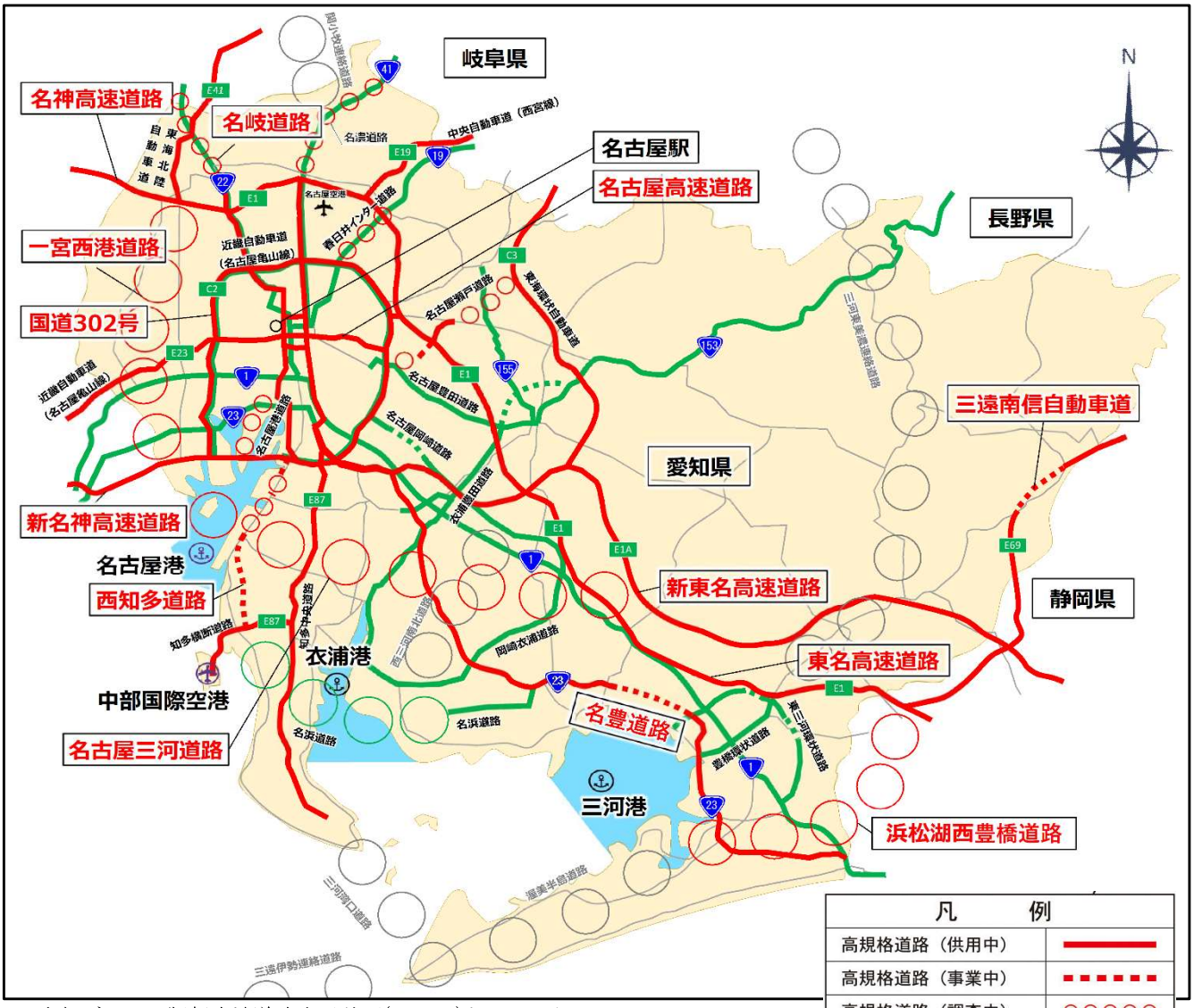

※中部ブロック版新広域道路交通計画(2021.3)をベースとして、
2024.4.1 までの開通区間等を時点更新したもの

【西知多道路】

国道247号　混雑状況（東海市）



【名岐道路】

国道22号　混雑状況（一宮市）

